

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中野支部
機関紙「みらい」
NO. 4437
24年4月9日(火)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

2024年問題だけではない 続く値上げ・法制度改正も

おはようございます。

早いもので新年度がスタートしてから1週間が過ぎました。新しく長中局に赴任されて来られた方々は少し職場になれてきたころでしょうか。

さて、今年度は2024年問題と言われている法制度改正も含め、生活に係る変更点が多数あります。

食品約2800品 目が値上げ

国内の主な食品メーカー1195社を対象にした民間調査会社による調査では、今月、値上げされる食品は価格を変えずに内容を減らす「実質値上げ」を含めて2806品目となっています。

昨年と同じ月と比べると48.1%の減少となりますが、3月よりも2

000品目以上増えるなど、1か月の品目数としては今年に入って最も多くなっています。

佐川急便 ヤマト 宅配便など値上げ

宅配大手の佐川急便とヤマト運輸は、4月1日から宅配便などの料金を値上げしました。

佐川急便は、宅配便の料金を平均でおよそ7%、ヤマト運輸は、通常の宅配便に加え、クール便やゴルフバッグ便の料金を平均でおよそ2%値上げしました。



燃料価格の上昇に加え、2024年問題への対応などとして、下請け企業を含めた従業員の待遇改善を進めるためなどとして、両社ともに値上げは2年連続で今後も定期的に料金を見直す方針です。

時間労働の上限規制 制開始

今月1日から運送業と建設業、それに医師の3つの業種で、時間外労働の上限規制が始まります。

長時間労働の是正が期待される一方で、労働時間の減少によって、物流や地域医療などに支障が生じると指摘されている、いわゆる「2024年問題」に、社会がどう対応していくかが課題となっています。

運送業のトラックやバス、タクシードライバーは、時間外労働の上限は原則、月45時間、年360時間とされ、特別な事情があった場合、上限は年960時間以内となります。

建設業の現場で働く人も、災害復旧や復興の事業にあたる場合を除いて、他の業界と同様に、月45時間、年360時間以内の原則が適用され、特別な事情がある場合は、年720時間以内が上限となります。

を確保するために、やむをえず上限を超える場合は、年1860時間となります。



新型コロナ治療薬など 支援策 終了へ

新型コロナウイルスの患者などへの支援策を月末で終了すると厚生労働省が発表しました。今月から新型コロナの治療は通常の医療体制での対応に完全に移行されます。支援策のうちコロナの治療薬は、これまで自己負担額は最大9000円で処方されていましたが、4月からはより高額の自己負担が求められます。

相続登記義務化

所有者が分からないまま放置されている土地問題を解決するため、今月1日から土地や建物を相続する際の登記が義務化

されます。現在、相続登記を申請するかどうかは相続人の任意とされていますが、2024年(令和6年)4月1日から義務化する法律が施行されました。

具体的には、土地や建物の所有権を相続したことを知った日から3年以内に登記を行う必要があります。正当な理由がないのに怠った場合は10万円以下の過料を科されます。



郵政の職場でも、2024年問題に関して自動車運転者に対する改善基準告示が改正されるなどの変更点やゆうパックや速達のお届け日数の見直しもあります。詳しくは次号で掲載予定です。

今年度の変更点を列記しましたが、法制度改正などで罰則化されるものもありますので、皆さんも注視しておいたほうが良いかと思えます。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員希望者全員が正社員化を。

ゆめが、均等待遇。なげうち差別。

ユニオンは労基法裁判に勝利したぞ！

